

錦江町農業委員会 3月総会議事録

○ 開催日時 平成28年3月18日(金) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第50号 農地法第3条許可申請について

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第53号 非農地証明願いについて

議案第54号 錦江町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について

議 長	<p>只今より平成28年3月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 水流委員と5番 平原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第50号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>受付番号28号、29号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号28号、29号についてを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号28号の譲渡人は、K・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字内ノ牧5138番317、台帳は畑、現況は田となっております。地積は552㎡となっております。</p> <p>譲受人はN・Mさん、U自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっております。</p> <p>N・Mさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地9,196㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台となっております。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>次の受付番号29号の譲渡人は、Y・Iさん、M市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字宮前422番1、地目は田、地積は396㎡となつていま</p>

	<p>す。</p> <p>譲受人はT・Sさん、U自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Sさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地2，244㎡、小作地1，084㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はトラクター、バインダー、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号28号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2 番 基 委員	<p>はい。それでは報告いたします。</p> <p>この件は、K・Kさん、S自治会、兄妹も子供たちもこの地区に居なくて、売りたいというのが前からあったんですけども、それをN・Mさんが5・6年前から田んぼとして開いて荒れていた土地です。重岳集落の一番高い位置にある、一番錦江町で東側にある所でございます。これは売買ということで、作っている間に売ってくれないかということで、話がまとまったようでございます。全部で〇万〇千円ということで話が付いたということで事後報告を受けております。Nさんの場合はM建設に勤務しながら、牛2頭、田んぼを自作していらっしゃいますので、問題は無いのかというふうに考えます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号29号について、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7 番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>今回、T・SさんはTをされているんですけども、その家の隣の田んぼがYの物で、前は譲ってくれないかという話をTさんの方がされていたけれどもそれが切れて、今回はYさんという方が買ってこないかということで申し出があったそうです。もう売買は済んでいるんですけども、お金は〇〇万〇千〇〇円で、もう売買はされているそうです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第50号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第50号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第50号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、A委員の退席を求めます</p> <p>(A委員退席)</p>
議 長	<p>次に議案第51号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第51号について説明いたします。</p> <p>受付番号9号の譲渡人はK・Kさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字道ノ迫2489番1、地目は畑、地積は1,061㎡となっています。</p> <p>譲受人はA・Hさん、A自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>A・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地64,237㎡で、葉たばこ、加工用大根、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はトラクター、管理機各2台、トラック1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、17番鳥越委員お願いいたします。
17番鳥越委員	この案件は先月あっせんに出た、Aさんの方が買いたいとで出ました案件です。AさんはここにいらっしゃるAさんでありまして、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。因みにこれはAさんの方が買いたいということで、全部で〇〇万円ということで話が付きました。以上です。
議 長	ありがとうございます。 ただいま、担当調査員の調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第51号を採決します。 お諮りします。 議案第51号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、A委員の入室を求めます。 (A委員入室)
議 長	次に議案第52号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は32筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第52号のうち、受付番号651号から660号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第52号のうち、受付番号651号から660号までについて説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号651号の貸し人はU・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字西ノ下861番1、地目は田、地積は2,017㎡のうち、1,009㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年3月19日から平成32年12月14日までで、小作料は50,000円となっています。</p> <p>借り人はU・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>U・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地4,167㎡、小作地5,693㎡で、ネギを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況はトラック、管理機各3台、乗用管理機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は5番 平原委員です。</p> <p>次の受付番号652号から659号までの貸し人はU・Nさん、U自治会在住の方です。</p> <p>申請地は652号が田代川原字馬庭原662番1、地目は田、地積は1,145㎡、653号が田代川原字馬庭原662番3、地目は田、地積は10㎡、654号が田代川原字馬庭原662番4、地目は田、地積は334㎡、655号が田代川原字馬庭原663番2、地目は田、地積は16㎡、656号が田代川原字馬庭原664番3、地目は田、地積は26㎡、657号が田代川原字馬庭原667番、地目は田、地積は268㎡、658号が田代川原字馬庭原668番、地目は田、地積は232㎡、659号が田代川原字馬庭原669番1、地目は田、地積は376㎡で、8筆の合計は2,407㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までで、小作料は全部で7,100円となっています。</p> <p>借り人はS・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者3名、雇用が800日、自作地50,051㎡、小作地134,391㎡で、甘藷、茶を主体とした経営を</p>

	<p>されています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況はトラクター5台、トラック4台、甘藷ハーベスター、軽トラック各2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号660号の貸し人はU・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字西ノ下861番1、地目は田、地積は2,017㎡のうち、1,008㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年3月19日から平成32年12月14日までで、小作料は50,000円となっています。</p> <p>借り人はU・Mさん、F自治会在住の方です。</p> <p>U・Mさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者4名、雇用が5名、自作地11,195㎡、小作地9,137㎡で、水稻、ネギ、馬鈴薯を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況はトラクター、管理機各2台、軽トラック、葉取機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号651号について、5番 平原委員お願いいたします。</p>
<p>5番 平原委員</p>	<p>はい。報告します。</p> <p>U・T君のこの件は、T君のお父さんが今までお父さん名義で借りていたんですが、今回、若いこのT君に直すということで挙がって来たものです。Uさんはネギを主体に耕作されておりまして、ここは田んぼですが、畑の方も綺麗にされておりまして。何ら問題は無いかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、受付番号652号から659号までについて、7番 毛下委員お願いします。</p>
<p>7番 毛下委員</p>	<p>はい。U・Nさんはもう高齢で田んぼをもう作れないということで、S・Kさんに今までも作ってもらっているんですけども、小さい筆なんですけれども、同じところで固まっていますので、1枚にして綺麗に耕運してありました。</p> <p>また、作って欲しいということをお願いしてあります。</p>

議 長	次に、受付番号660号について、8番 寺田委員お願いします。
8 番 寺田委員	ご報告申し上げます。さっき651号で出て来ましたU・T君とまったく同じところでございまして、同じ2, 017㎡を2人で借りているということでございます。U・Mさんですけれども、認定農家でありますし、非常に仕事を真面目にネギを作っている青年でございまして、錦江町が定める要件に対しまして全て満たしていると思っておりますので、よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第52号のうち、受付番号651号から660号までを採決します。 お諮りします。 議案第52号のうち、受付番号651号から660号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第52号のうち、受付番号651号から660号までは、原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第52号のうち、受付番号661号から676号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第52号のうち、受付番号661号から676号までについて説明いたします。 先ず、受付番号661号の貸し人はT・Hさん、T自治会在住の方です。

申請地は田代川原字池ノ迫1945番2、地目は田、地積は3,037㎡となっています。

貸付期間は平成28年3月19日から平成29年12月14日までで、小作料は10アール当たり5,000円となっています。

借り人はN組合さん、M町に拠点を置く法人です。

N組合さんの経営状況は、雇用が24人で6,336日、自作地55,934㎡、小作地68,988㎡で、水稻、茶、露地野菜、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況はトラクター3台、耕運機4台、コンバイン2台、草刈り機10台となっています。

次の受付番号662号、663号の貸し人はO・Mさん、G自治会在住の方です。

申請地は662号が田代川原字郷原前2908番1、地目は田、地積は261㎡、663号が田代川原字郷原前2908番3、地目は田、地積は350㎡で、2筆の合計は611㎡となっています。

貸付期間は平成28年4月1日から平成33年12月14日までで、小作料は全部で3,000円となっています。

借り人は、O・Mさん、G自治会在住の方です。

O・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地9,265㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況はトラクター、モア、田植機各1台となっています。

次の受付番号664号から670号までの貸し人はS・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は664号が田代川原字西ノ迫2226番6、地目は畑、地積は8,323㎡、665号が田代川原字西ノ迫2226番7、地目は畑、地積は1,186㎡、666号が田代川原字籠松2519番4、地目は畑、地積は3,804㎡、667号が田代川原字籠松2519番5、地目は畑、地積は3,227㎡、668号が田代川原字籠松2519番6、地目は畑、地積は3,753㎡、669号が田代川原字籠松2520番4、地目は畑、地積は1,665㎡、670号が田代川原字籠松2522番1、地目は畑、地積は3,132㎡で、7筆の合計は25,090㎡となっています。

貸付期間は平成28年3月22日から平成33年12月14日までで、小作料は全部で250,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況については、652号からで説明いたしましたので省略いたします

受付番号661号から670号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

次の受付番号671号から674号までの貸し人はK・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は671号が城元字四反田944番1、地目は田、地積は592㎡、672号が城元字四反田947番1、地目は田、地積は671㎡、673号が城元字四反田948番3、地目は田、地積は665㎡、674号が城元字中鳥井1226番1、地目は田、地積は905㎡で、4筆の合計は2,833㎡となっています。

貸付期間は平成28年3月23日から平成32年12月14日までで、小作料は10アール当たり20,000円となっています。

借り人は、O・Sさん、F自治会在住の方です。

O・Sさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、小作地1,967㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は管理機、動噴、軽トラック、トラクター各1台となっています。

受付番号671号から674号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次の受付番号675号の貸し人はN・Tさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字芋漬5659番1、地目は田、地積は2,752㎡となっています。

貸付期間は平成28年3月19日から平成33年12月14日までで、小作料は10,000円となっています。

借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。

S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地13,410㎡、小作地55,337㎡で、水稻、露地野菜、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況はトラクター3台、甘藷収穫機2台、コンバイン、田植機各1台となっています。

次の受付番号676号の貸し人はT・Mさん、O自治会在住の方です。

申請地は田代麓字ホケノ頭1291番、地目は畑、地積は5,341㎡となっています。

貸付期間は平成28年4月1日から平成35年12月14日までで、小作料は10アール当たり8,000円となっています。

	<p>借り人は、675号と同じS・Hさんです。</p> <p>受付番号675号、676号の担当調査員は、19番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号661号から670号までについて、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号661号の借り人のM組合は、Oが経営されているところでございまして、畑の方もすでに耕作されておりまして、綺麗に管理をされておりますので、何ら問題は無いかと思います。</p> <p>次に662号と663号の借り人はO・Mさんでございまして。Oさんは畜産を専門に経営をされている方で、この件はO・Mさんの方から作ってくれないかということで話があったそうで、快く引き受けて下さったそうでございまして。Oさんの方も良く管理をされておりますので、何ら問題は無いかと思います。</p> <p>次に664号から670号までの借り人のS・Kさんは甘藷を大々的に経営されている方で、認定農家でもあり、錦江町の定める要件は全てクリアされていると思いますので、何ら問題は無いかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号671号から674号までについて、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>はい。これはO・S一さんのお父さんが今まで耕作されていて、今回合意解約をして息子さんのO・Sさんの方に変えた案件です。</p> <p>O君は去年ぐらい前からピーマンの方を生産して、今からどんどん規模拡大をして行きたいということで頑張っている青年で、何ら問題は無いかと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号675号、676号について、19番 鈴委員お願いいたします。</p>

19番 鈴 委員	はい。この借り人のS・H君ですが、認定農業者でもございますし、甘藷、水稲を大々的に作って、良く頑張っている青年でございます。この1番目の馬場芋漬の所は、今までちょっとイノシシが出て荒れていましたけれども、危なく遊休農地になりかけた所でございますが、レンコンの試作をするということで借りられました。何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第52号のうち、受付番号661号から676号までを採決します。 お諮りします。 議案第52号のうち、受付番号661から676号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第52号のうち、受付番号661号から676号までは、原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第52号のうち、受付番号677号から682号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第52号のうち、受付番号677号から682号までを説明いたします。 677号から682号までについては、いずれも中間管理事業による利用権の設定となっております。 この件については28年度分の1期分という形になります。 お手元に配分計画書(案)をお配りしてありますので、そちらの方をお目通しください。

	<p>受付番号677号から680号までの貸し人のM・Yさんについては、経営転換協力金の対象となっております。</p> <p>貸付期間は、平成28年6月1日から平成38年5月31日までとなっております。</p> <p>再配分予定者については資料の右側に記載してありますのでお目通しをお願いします。</p> <p>次に受付番号681号から682号までの貸し人のS・Tさんについても、経営転換協力金の対象となっております。</p> <p>貸付期間は、平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間となっておりますが、これは土地の相続登記が未だされていませんでしたので、5年間で2回結ぶと、最終的にはそういうことになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第52号のうち、受付番号677号から682号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第52号のうち、受付番号677から682号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第52号のうち、受付番号677号から682号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、「議案第53号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、「議案第53号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号19号の申請人は、M・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字大畑6185番3、地籍は2,352㎡で、地目は台帳畑、現況は原野となっています。</p> <p>12頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、9番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、9番 安水委員、調査報告をお願いいたします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。3月14日に事務局2名、鈴委員と4名で現地を見に行きました。</p> <p>現在、圃場内は茅や雑木が茂っており、3方向は杉などの大木があり、北側しか空いていないような場所です。圃場への道路は軽トラックしか入って行けないような狭い道路です。この圃場はずっと影ですので、この圃場を整備してもまず借りる人はいないんじゃないかと思います。よって、非農地とするのが妥当だと考えます。審議の方をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
5番 平原委員	<p>場所はどこですか。</p>
事務局	<p>大久保集落の上の方です。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第53号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第53号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に 議案第54号 錦江町農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第54号 錦江町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。</p> <p>農業協同組合法の一部を改正する等の法律の施行による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、同規則で引用している法律に条ずれが発生するため、今回当該規則を改正するものでありますが、15頁の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>この第8条のただし書きから後については除席の規定ですが、現在自分に利害関係があるときは退席して頂いておりますが、35条の規定は退席することによって、総会成立要件であります2分の1以上の出席が確保できないときは、退席しなくても良いという規定です。</p> <p>改正前も、改正後も内容は変わらないんですが、改正後の条ずれが発生したことによって、規則も改正しようとするものです。</p> <p>審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
2 番 基委員	この24条というのは無くなるんですか。
事務局	24条がずれてきたということで、前の方に条文が追加をされたということで。内容は変わらないということです。
議 長	他にありませんか。

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第54号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第54号 錦江町農業委員会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成28年3月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人